

富士見市老人介護手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

1 制定趣旨

自宅で高齢者を介護する者を支援することを目的に支給する老人介護手当について、より目的に沿った支給を行うため、届出に関する規定の見直し等を行うもの。

2 主な改正内容

- (1) 受給資格の喪失理由及び喪失日を明確にする規定を追加（第6条）
- (2) 要介護老人が1月に通算して16日を超えて自宅で介護を受けなかったときは、当該月の手当を支給しない規定を追加（第8条）
- (3) 現況等に関する届出の規定を追加（第9条）
- (4) その他、文言の修正など所要の改正

3 施行日

令和3年4月1日

富士見市老人介護手当支給条例（昭和47年条例第53号）新旧対照表

新	旧
<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 この条例に定める老人介護手当（以下「手当」という。）の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、<u>市内に住所を有し、かつ、自宅で要介護老人を介護する者であって規則で定めるものとする。</u></p> <p>(要介護老人)</p> <p>第3条 この条例において「要介護老人」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「被保険者」という。）で次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）<u>第39条第1項第1号</u>、第2号又は第3号に該当する者として、市の介護保険料が課されていること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当の額)</p> <p>第4条 手当の額は、<u>要介護老人1人につき月額5,000円</u>とする。</p> <p>(支給資格の認定)</p> <p>第5条 支給対象者に該当する者が、<u>手当を受給しよう</u> _____ とするときは、市長に申請し、<u>支給資格の認定</u>（以下「認定」という。）を受け</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 この条例に定める老人介護手当（以下「手当」という。）の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、<u>要介護老人を介護する家族等で、規則で定める者</u> _____ とする。</p> <p>(要介護老人)</p> <p>第3条 この条例において「要介護老人」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「被保険者」という。）で次の各号のいずれにも該当するものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）<u>第39条第1号</u> _____、第2号又は第3号に該当する者として、市の介護保険料が課されていること。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(手当の額)</p> <p>第4条 手当の額は、<u>月額</u> _____ 5,000円とする。</p> <p>(支給資格の認定)</p> <p>第5条 支給対象者に該当する者が、<u>手当の支給を受けよう</u> とするときは、市長に申請し、<u>支給資格の認定</u>（以下「認定」という。）を受け</p>

なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、受給資格について調査し、速やかに、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(受給資格の喪失)

第6条 前条第1項の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、当該事由の発生した日をもって手当の受給資格を失う。

(1) 転出し、又は死亡したとき。

(2) 要介護老人を介護しなくなったとき（前号、次号及び第4号に該当する場合を除く。）。

(3) 介護している要介護老人が転出し、又は死亡したとき。

(4) 介護している要介護老人が第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(支給期間及び時期)

第7条 手当は、認定の申請をした日の属する月から受給資格を喪失した日の前日 の属する月まで支給するものとし、7月、11月及び3月の3期にそれぞれの前月までの分を支給するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 (略)

(支給の制限)

第8条 市長は、要介護老人が1月に通算して16日を超えて自宅で介護を受けなかったとき（第6条第1号から第3号までに該当した場合を除く。）は、当該月の手当は支給しない。

(現況等に関する届出)

なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合は、支給資格について調査し、速やかに、その結果を当該申請者に通知するものとする。

(支給期間及び時期)

第6条 手当は、認定の申請をした日の属する月から支給対象者に該当しなくなった日の属する月まで支給するものとし、7月、11月、3月 の3期にそれぞれの前月までの分を支給するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

- 2 (略)

第9条 受給者は、受給者及び介護する要介護老人の現況等について市長に届け出なければならない。ただし、市長が当該届出を要しないと認めるときは、この限りでない。

(手当の返還)

第10条 (略)

(受給資格に関する調査)

第11条 市長は、第5条の受給資格の調査に、必要な範囲内において、被保険者に係る情報を利用することができるものとする。

(委任)

第12条 (略)

(届出)

第7条 手当の支給を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(1) 支給対象者に該当しなくなったとき。

(2) 認定の申請内容に変更が生じたとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

(手当の返還)

第8条 (略)

(支給資格に関する調査)

第9条 市長は、第5条の支給資格の調査に関し必要と認めるときは、被保険者に係る資料を閲覧すること ができるものとする。

(委任)

第10条 (略)